

喬木村デイサービスセンターふれ愛  
(介護予防・日常生活支援総合事業指定通所介護事業所)運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人喬木村社会福祉協議会が管理・経営する喬木村社会福祉協議会喬木村デイサービスセンターふれ愛(介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所介護事業所)(以下「事業所」という。)が行う介護予防・日常生活支援総合事業通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者(以下「従業者」という。)が、該当する利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 喬木村デイサービスセンターふれ愛
- (2) 所在地 下伊那郡喬木村 6670 番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に置く従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 通所介護事業管理者が兼務  
管理者は、事業所の業務及び従業者の管理運営を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上 通所介護事業生活相談員が兼務  
生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整等を行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。
- (3) 看護職員 1名以上 通所介護事業看護員が兼務  
看護員は、看護及び介護の提供に当たる。
- (4) 介護職員 5名以上 通所介護事業介護員が兼務  
介護員は、介護の提供に当たる。
- (5) 機能訓練指導員 1名 通所介護事業機能訓練指導員が兼務  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 事務職員 1名 通所介護事業事務員が兼務

事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後6時までとする。
- (4) ただし、管理者の判断においてこの限りではない。

(事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、通所介護事業を含めて、30人とする。

(事業の内容、利用料金等)

第7条 事業の内容は、入浴、食事、アクティビティの実施、運動器機能向上、栄養改善マネジメント、口腔機能向上の提供を行い、またこれらに関する相談及び助言、健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上の世話とする。事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理サービスであるときは、負担割合証の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1Km当たり37円で換算した額を交通費として徴収する。この場合、通常の事業の実施地域に係る部分については徴収しない。

3 前上記のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。

- (1) 食費 実費
- (2) おむつ代等 実費
- (3) 上記のほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常な事業の実施地域)

第8条 通常な事業の実施地域は、喬木村の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者に対し適切な事業を提供するために、食堂、機能訓練室等の事務所内の各施設には、利用に際しての注意事項を掲示する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常事態に際して喬木村地域防災計画を準用するとともに、利用者等の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともに、その結果について 従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的の開催するために研修計画を策定する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講ずるとともに、村へ報告する

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の資質の向上を図るために、事業に関する適切な研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を実情に合わせ整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業員であった者は、従業員でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項(重要事項説明書及び指定居宅サービス利用契約書)については、喬木村社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 喬木村社協指定介護予防通所介護事業所運営規程は廃止する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和5年8月1日から一部改正(対象障害者に難病等追加、虐待防止対策を検討する委員会の定期的開催、身体拘束の条項を追加)し施行する。
- 5 この規程は、令和6年4月1日から一部改正(虐待防止のための措置)し施行する。